

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成40年12月31日まで)

秋 本 務 第 7 9 号
平 成 3 0 年 3 月 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察職員の旧姓使用について（例規）

みだしのことについては、別添「秋田県警察職員旧姓使用取扱要綱」を制定し、4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

秋田県警察職員旧姓使用取扱要綱

第1 目的

この要綱は、秋田県警察職員（以下「職員」という。）が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書、図面及び電磁的記録（以下「文書等」という。）に使用すること（以下「旧姓使用」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 旧姓使用の方針等

1 旧姓使用の方針

職員から旧姓使用の申出があった場合には、2に掲げる文書等について、旧姓使用を認めることとする。

2 旧姓使用の対象

旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 給与の事務に関する文書
- (2) 源泉所得税の事務に関する文書
- (3) 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書
- (4) 児童手当の申請に関する文書
- (5) 共済組合に関する申請書等
- (6) 旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等として、当該文書等の所管課長等からの申請を受けて、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が旧姓使用の対象から除外したもの

第3 旧姓使用の手続

- 1 旧姓使用を希望する職員は、旧姓使用申出書（様式第1号）を所属長に提出し、警務課長を経由して申し出るものとする。
- 2 申出内容に誤りがないことを確認できた場合には、旧姓使用通知書（様式第2号）を交付し、当該職員に旧姓使用を認めることとした旨を通知するものとする。
- 3 旧姓を使用する職員が、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を所属長に提出し、警務課長を経由して届け出るものとする。

第4 旧姓を使用する職員と実在する職員の同一性の確保

- 1 所属長は、使用する旧姓が戸籍上根拠を有することを戸籍謄本等で確認するものとする。
- 2 旧姓使用の開始後における当該職員への人事異動等の発令は、1の旧姓により行うものとする。
- 3 公刊物等に当該職員の氏名を掲載する場合には1の旧姓を記載するとともに、当該職員の身分証明書等の氏名を明らかにする場合には1の旧姓を記載するなど適切な旧姓の公示を行うものとする。
- 4 当県警察以外の行政機関において旧姓使用の承認を受けた者であって、引き続き当県警察においても旧姓使用を希望する場合は、人事記録、承認を受けたことを証する書類等によりその事実を確認し、第3の申出及び確認を行ったものとみなし、旧姓使用通知書の交付を省略することができるものとする。

第5 旧姓使用の対象の除外等

- 1 旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等の所管課長等は、当該文書等を旧姓使用の対象から除外しようとするときは、旧姓使用除外申請書（様式第4号）を警務課長に提出するものとする。
- 2 警務課長は、当該文書等の旧姓使用の可否について判定を行い、旧姓使用の対象から除外することとした場合には、旧姓使用除外通知書（様式第5号）により、所属長を通じて、旧姓を使用する職員に通知するものとする。

第6 旧姓使用担当者

警務部警務課課長補佐（人事担当）の職にあるものは、旧姓使用担当者として、この要綱の周知徹底、職員からの相談等に係る業務を行うものとする。

第7 責務

- 1 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。
- 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、旧姓使用の対象となる文書等については統一して旧姓を使用するなど、常に県民、他の職員等に誤解や混乱を生じないように努めなければならない。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、旧姓に使用に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。

様式第1号

旧 姓 使 用 申 出 書

年 月 日

秋田県警察本部長 殿

所属
職名
階級
氏名
職員番号

秋田県警察職員旧姓使用取扱要綱第3の規定に基づき、下記のとおり旧姓を使用したいので申し出ます。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 戸籍上の氏
- 3 戸籍上の変更年月日
- 4 参考事項

旧 姓 使 用 通 知 書

年 月 日

殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

年 月 日付けで申出のあった旧姓については、下記のとおり使用することとしたので通知します。

記

- 1 使用することとした旧姓
- 2 使用開始年月日
- 3 その他

旧 姓 使 用 中 止 届

年 月 日

秋 田 県 警 察 本 部 長 殿

所属
職名
階級
氏名
職員番号

下記のとおり旧姓の使用を中止いたしますので届け出ます。

記

- 1 中止する旧姓
- 2 中止する理由
- 3 中止日
- 4 戸籍上の氏

旧 姓 使 用 除 外 申 請 書

年 月 日

警 務 課 長 殿

(当該文書を所管する課長等)

下記の文書等については、旧姓使用の対象から除外したいので、申請します。

記

- 1 旧姓使用の対象から除外したい文書等
- 2 旧姓使用の対象から除外する必要性
- 3 参考事項

旧 姓 使 用 除 外 通 知 書

年 月 日

旧 姓 使 用 職 員 各 位

警 務 課 長

下記の文書等については、旧姓使用の対象から除外することとしたので、通知します。

記

- 1 旧姓使用の対象から除外することとした文書等
- 2 除外年月日